

「EUの東方拡大と社会貢献型中間団体の役割変化について」

関西学院大学総合政策学部

中野幸紀

1. はじめに

歴史的に見れば、個人(市民:citoyen)が自由に2人以上結合し、中間団体¹を結成することでエンパワメントされた社会的存在となることが法的に許されるようになったのは、例えばフランスでは、1901年のことであり、すでに100年以上の歴史がある。

しかし、こうした市民相互の任意契約による自発的な市民団体(ボランタリー・アソシエーション)の役割を見直すべきとの主張が、フランス社会・経済審議会などにおいて強く主張されるようになってきた。また、EU東方拡大が現実性を帯びてくる2001年秋以降において東欧諸国の市場経済化を側面から支援する役割を担うことが期待されてきた中間団体に関する議論がEUレベルで急速に勢いを失った。

中間団体としての市民団体の社会的役割分析の枠組みとして、ここでは「市民社会(societe civile)」対「企業社会(societe d'entreprise)」、「社会的経済(economie sociale)」対「市場経済(economie du marche)」及び「工業化(industirisation)」対「情報化(informatisation)」の3軸を提示する。次に、EU域内中間団体の活動領域を「企業」、「市場」及び「情報化」との関係において整理することを試みた。中東欧諸国のEU加盟の動きを理解する共通のキーワードは「自由(liberte)」と「自律(autonomie)」である。

2. 情報・通信技術の進歩

マイクロエレクトロニクス技術の進歩によってコンピュータ及び周辺機器の価格性能比が数十万倍向上した。その結果、中東欧諸国においてもフランスのSimon NORAが指摘したとおり、個人・小規模事業所レベルで自律的(勝手な)な「情報化」が先行した。2003年現在、中東欧諸国の国別識別符号を冠するインターネット上での英語表記のe-commerceサイトが数多く観察されている。個人または小規模事業者が世界市場に自由(勝手)にアクセス可能になっている。こうした中東欧社会への情報・通信技術の浸透によって、市場アクセスと競争条件確保のた

¹ 政府(公益法人を含む。)と商事会社(私的利益配分団体)の中間に存在する「非利益配分団体(1901年 association 法または EU agenda に言う "Social Economy enterprises")」を含むより公汎な社会貢献活動領域の団体を指してここでは「社会貢献型中間団体」と呼ぶ。

めの社会的組織（中間団体、企業体など）の必要性が相対化されたと見られる。

3. EUの中東欧市場経済化支援施策の変化

EUの市場統合が完成した1994年以降に中東欧諸国の国営事業体と市場が米国系多国籍企業の大きな関心事となったと考えられる。Phare Programmeを介したこれまでの無条件での市場経済化支援政策は米国ビジネスにとってもプラスになるものだった。EU域内に積極的に投資を行い、現地政府及び現地産業団体などの支援を得ながらEU企業としての地歩を固める努力をしてきた米国系多国籍企業が、EU域内企業と協調して中東欧諸国国営企業体のM&Aに動いた。中東欧諸国への米国ビジネスシステムの浸透がしばらく続いたと考えられる。

しかし、こうした状況は、1997年のagenda2000によって中東欧諸国のEU加盟交渉を具体化するための条件（すなわち、EU利益の明確化）が提示され変化した。EUが提示した加盟条件は第1は、EUがすでに確立した経済・社会システム（*aquis communautaire*）への無条件での整合、第2は、EU技術標準の採用だった。これらの条件をクリアし、EU企業として中東欧の企業がEU市場において認められるためには企業内委員会の設置、環境・安全基準などへの適合といった追加的努力を行うことが必要となった。

4. 欧州における中間団体（市民団体）の社会的評価の変化

1997年のNICE条約257条によって「欧州社会・経済委員会」の設置が決まった。これによって「組織化された市民社会（*societe civile organisee*）」構築及び将来のEU市民憲章の草案作成に市民代表が一定の貢献をなす（一定の責任を受け持つ）こととなった。しかし、こうした市民団体をめぐる欧州各国の見方は多様であった。その雇用創出能力の重要性の指摘、国民国家の跡を埋める社会的役割を担うとの指摘、経済的活動が目余るとする指摘などが錯綜している。

2001年に開催されたフランス経済社会審議会でのassociation対企業の公開議論において次のような論争が繰り広げられた。いわく、企業側から、市民団体経営の不透明さ、経営の非効率性などが指摘され、association側からは社会貢献（一般利益）への言及があった。こうした両者の議論を通じて、それぞれの団体の設立目的、存続期間、事業範囲、運営（事業）形態、対象とする市場、政府報告義務などの諸点について、双方に誤解が存在することが明らかにされた。議論がもっとも噛み合わなかったのは、「付加価値と社会貢献価値」をどう理解するかという点であった。議論の第2段階として双方に相互補完的な役割を果たすことが可能な分野が存在するかどうか議論された。その結果、地理的なすみわけ（*problematique territoriale*）については補完可能であることが確認された。しか

し、地域特性、業種特性格の両者の補完関係の可能性については双方に「過当競争の元凶」、「デマ・ためにする議論」という声があきおこったという。

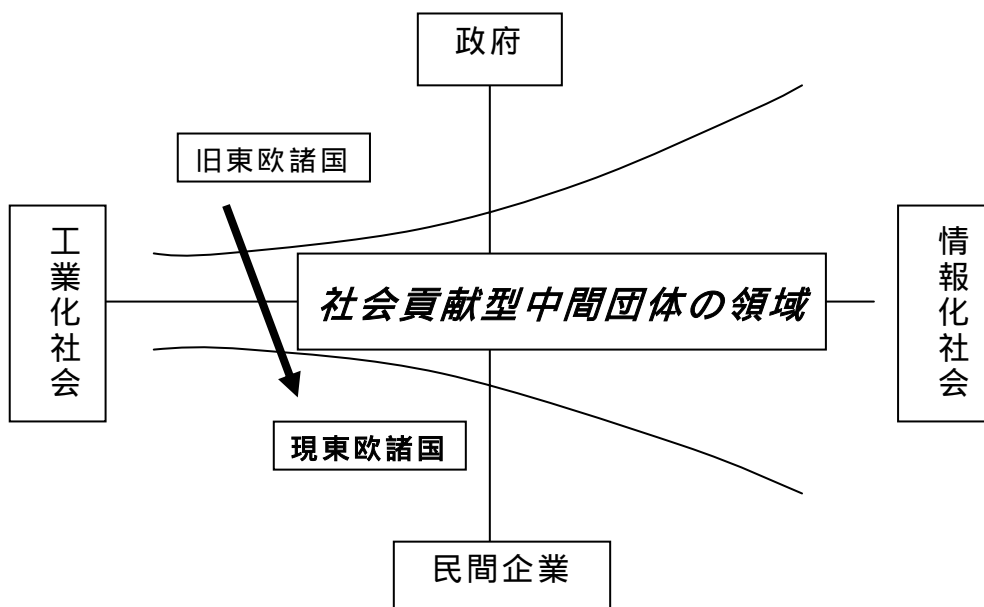
5. EU委員会の小規模企業優先政策への転換

2000年6月のSanta Maria da Feira欧州理事会において採択された「欧州小規模企業憲章（"European Charter for Small Enterprises"）」に“Thinking Small in an enlargement Europe”という言葉が使われた。これはリスボン欧州理事会において決まった「2010年までに最も競争力あるダイナミックな知識基盤社会構築」という政治目標を達成するために必要な措置であるとされている。中・東欧諸国に小規模企業導入政策導入を支援するため“European Charter for Small Enterprises in the candidature countries to accession to the EU”が同時に採択された。

6. 考察

工業化社会において長い時間をかけて調整されてきた政府と企業の役割は情報化社会への移行と市場経済化が同時進行する中東欧諸国の場合には大きな変更を強いられると考えられる。下図の非政府・非企業部門の拡大はNPO,NGOなどの市民団体にその活躍の機会を増大することとなるものと期待される。

図 東欧諸国の市場経済化と中間団体領域のイメージ



(筆者作成)

以上